○関東地方整備局告示第二百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年四月十六日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　国分寺都市計画道路事業三・四・六号小金井国分寺線

三　事業施行期間　自平成二十五年四月十六日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都国分寺市東恋ヶ窪一丁目、東恋ヶ窪三丁目及び西恋ヶ窪一丁目地内

使用の部分　東京都国分寺市東恋ヶ窪三丁目及び西恋ヶ窪一丁目地内

○関東地方整備局告示第二百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年四月十六日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　柏都市計画道路事業三・三・二号箕輪青葉台線

三　事業施行期間　自平成二十五年四月十六日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　千葉県柏市塚崎及び増尾地内

使用の部分　千葉県柏市塚崎及び増尾地内

○中部地方整備局告示第九十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十六日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル／キロメートル）	備考
三重県三重郡朝日町大字小向字白部子四一番一から四日市市采女町字清水二九九八番一八まで	前	BA 九・六〇～一二〇・〇〇 一七・四三二	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 九・六〇～一二〇・〇〇 一七・四三二 一九・五〇～一七六・〇〇 一一・六八八	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

○中部地方整備局告示第九十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十六日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル／キロメートル）	備考
岐阜県不破郡垂井町字御所野一四九七番一地内	前	一二・八〇～一二・八〇	
	後	一二・八〇～一二・八〇 ○・〇〇二 ○・〇〇二	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十六日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル／キロメートル）	備考
名古屋市港区藤高二丁目二六一番から同市港区藤高二丁目三三八番まで	前	三五・二〇～三七・一〇〇	
	後	三五・二〇～五八・九〇〇 ○・三二七	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第百号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十六日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル／キロメートル）	備考
郡上市白鳥町中津屋字坪ノ口七〇六番一から同市白鳥町中津屋字坪ノ口七〇四番一まで	前	一一・三〇～一五・三〇 ○・〇一一	
	後	一一・八〇～一六・〇〇 ○・〇一一	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第百一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十六日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル／キロメートル）	備考
郡上市白鳥町中津屋字島開津九二九番一から同市白鳥町中津屋字九十九四二八番四まで	前	一一・五〇～二五・〇〇 ○・一四九	
	後	一二・五〇～二三・〇〇 ○・一四九	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所